

「全国学生調査」に関する有識者会議運営規則（案）

（ 令和 4 年 1 月 日 ）
 「全国学生調査」に関する
 有 識 者 会 議 決 定

「全国学生調査」に関する有識者会議の運営に関する規則を次のように定める。

（趣旨）

第 1 条 「全国学生調査」に関する有識者会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項は、会議の開催に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第 2 条 会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

- 一 座長の選任その他人事に関する事項を議決する場合
 - 二 非公開情報を使用して議事を運営する場合
 - 三 前各号に掲げる場合のほか、座長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合
- 2 新型コロナウイルス感染症対策等の理由により、委員等会議関係者以外の会議会場への入室を制限する場合又はWEB会議システムを用いて会議を行う場合、会議の様態を動画配信することにより公開することとする。ただし、機材等の都合により動画配信を行えない場合、会議資料及び議事録の公開をもって代えることとする。

（書面による審議）

第 3 条 座長は、やむを得ない理由により会議を開くことが困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって会議の意見とすることができる。

- 2 前項の規定により審議を行った場合、座長は次の会議において報告しなければならない。

（会議の傍聴）

第 4 条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省高等教育局高等教育企画課（この条において「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けた者（この条において「登録傍聴人」という。）は、座長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
- 3 会議を撮影し、録画し、又は録音することを希望する者は、傍聴登録時に登録することとし、会議の撮影、録画又は録音は、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 会議を撮影し、録画し、又は録音するに際しては、会議の進行の妨げとならないよう、座長又は事務局の指示に従うものとする。

- 二 スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
 - 三 撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。
- 4 座長は、登録傍聴人が会議の進行を妨げていると判断した場合には、退席を求める等の必要な措置をとることができることとする。

(会議資料の公開)

第5条 座長は、会議において配布した資料を公開しなければならない。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

- 第6条 座長は、会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、座長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

附 則

この規則は、会議の決定の日（令和4年1月 日）から施行する。